

再生資源の適正な活用に関する要綱の概要

背景・目的

フェロシルト問題など、産業廃棄物や製品の製造過程で生じる副産物が再生品として流通、使用されるに際し、生活環境保全上の問題が生じる事案が近年相次いで発生している。このため、再生品等が市場に流通する前に、事業者へ届出をさせ、有害性がないか、産業廃棄物を再生品と偽っていないかなどについて審査する「再生資源の適正な活用に関する要綱」を全国に先駆けて策定した。今後、この要綱を適切に運用し、再生品等の環境安全性を確認することによって、再生資源の適正な活用を促進し、県民の生活環境の保全を図る。

対象となるもの

(県内において発生、製造したものに限り)

- 産業廃棄物又は製品の製造過程で生じる副産物
- 産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品

ただし、古紙、空き瓶など再生利用のシステムが広く定着しているものや、陶磁器くず、金属くずなど性質が安定しており生活環境の保全上の問題が生じないものを除く。

事業者による届出・管理

○届出者

- ・再生品等を販売しようとする者

ただし、廃棄物処理法などの個別の法令により再生品としての指定・認定等を受けている場合や、再生資源の適正な活用が行われると知事が確認した業界団体の指針に従って団体加入者により製造・管理されている場合などについては届出不要

○主な届出事項

- ・再生の方法、保管の方法、環境安全性に係る性状の管理方法、販売の方法
- ・土壤環境基準等に適合していることを明らかにする書類
- ・販売・運搬に係る契約内容を記載した書類又は契約が経済的合理性を有する旨の誓約書

○届出時期

- ・再生品等を最初に販売する30日前までに知事に届出
(施行の際、現に再生品等を販売している場合はH20.7.31までに届出)

○届出後の管理

- ・再生品等の定期的な分析結果や販売数量、販売価格、運搬経費等の記録を5年間保存

施行期日

- 平成20年7月1日
(業界団体が定める指針の知事への申出については平成20年4月25日)

県による審査、指導等

- ・届出内容を審査し、必要な指導・助言、現地調査を行う。また、再生品等の環境安全性について分析を行う。
- ・事業者が要綱に従わない場合は、勧告を行う。

